障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成二十五年八月十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

薬局

このは薬局白橿店	橿原市白橿町二―二二一一―一　一〇二	平成二十五年八月一日
すずらん薬局高田店	大和高田市礒野北町六―五	平成二十五年八月一日
すずらん薬局五條店	五條市野原西五―一―一七	平成二十五年八月一日